

第1607回島根県教育委員会会議録

日時	令和3年6月7日
自	13時30分
至	15時20分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

－公開－

(報告事項)

第10号 令和4年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験（令和3年度実施）の出願状況について（学校企画課）

第11号 令和4年度島根県市町村立小・中学校等校長・教頭・主幹教諭採用・昇任候補者選考試験（令和3年度実施）について（学校企画課）

第12号 国による高等学校教育改革の推進に向けた制度改正と県の対応について（学校企画課）

第13号 公立高等学校における県外入学者数の推移について（教育指導課）

—————以上原案のとおり了承

－非公開－

(議決事項)

第4号 令和4年春の叙勲候補者の推薦について（総務課）

第5号 令和4年度使用教科用図書採択に向けた今後の進め方について（教育指導課・特別支援教育課）

—————以上原案のとおり議決

(報告事項)

第14号 教職員の公益通報への対応について（総務課）

—————以上原案のとおり了承

II 出席者及び欠席者

- 1 出席者【全員全議題出席】
新田教育長 真田委員 林委員 池田委員 朋澤委員 河上委員
- 2 欠席者
なし
- 3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

石原副教育長	全議題
柿本教育監	全議題
佐藤教育次長	公開議題
木原参事（教育指導課長取扱）	公開議題、議決第5号
福間参事	公開議題
佐藤教育センター所長	公開議題
錦織総務課長	全議題
森山教育施設課長	公開議題
大野学校企画課長	公開議題
中西県立学校改革推進室長	公開議題
中村地域教育推進室長	公開議題
野津子ども安全支援室長	公開議題
妹尾特別支援教育課長	公開議題、議決第5号
舟木保健体育課長	公開議題
野々内社会教育課長	公開議題
石原人権同和教育課長	公開議題
中島文化財課長	公開議題
清山世界遺産室長	公開議題
角田古代文化センター長	公開議題
舟木福利課長	公開議題

- 4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

米原総務課長代理	全議題
矢野総務課人事法令グループリーダー	全議題
小松原総務課企画員	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

新田教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	0件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	4件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	2件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	1件
	その他事項	0件
署名委員	真田委員	

**報告第 10 号 令和 4 年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験（令和 3 年度実施）の
出願状況について（学校企画課）**

○大野学校企画課長 手元の資料の 1 の 1 ページを御覧いただきたい。今年度実施する採用試験の出願状況について御報告をする。今年度は 4 月 30 日から 5 月 26 日までの 1 ヶ月間出願を受け付けた。まず、全体の状況としては、出願者数が合計で 1,015 人、採用予定者に対する倍率が 3.6 倍となった。昨年度は出願者数が 1,146 人、倍率が 4.1 倍であったので、若干減少したという形になる。ただ、一昨年度は、出願者数が 1,071 人、倍率が 3.8 倍であったので、ここ 3 年で見ると 3.8 倍、4.1 倍、3.6 倍と若干上下しているが、概ね同じような水準で推移しているというふうに見ている。いずれにしても人材確保が厳しい状況の中で、一定の出願者数、倍率は確保できていると捉えている。

次に内訳である。2 の表を御覧いただきたい。小学校教員については、135 人程度の採用予定に対して出願者数が 306 人、昨年度より 42 人減少して倍率が 2.3 倍となっている。倍率は昨年 2.7 倍であったので、若干減少ということである。以下、人数の増減と倍率だけ御紹介する。中学校教諭が 36 人減の 3.8 倍、高等学校教諭が 39 人減の 7.4 倍、特別支援学校教諭が 20 人減の 2.0 倍、養護教諭が 9 人増の 8.9 倍、栄養教諭が 4 人減の 18 倍となっている。また、障がいのある方を対象とした募集は、3 人程度の採用予定に対して 5 人の出願をいただいている。

3 の島根独自の特色ある採用への出願状況である。この数字は、上に記載した数字の内数という位置付けである。まず、①から④までは、いわゆる特別枠であり、まず①の小学校の算数・理科分野で高い専門性を持つ者、これは 10 人程度の採用予定に対して 12 人出願をいただいている。②の小学校英語教育のリーダー的役割を担う教員を今年度から新たに設けたが、8 人程度の採用予定に対して出願が 5 人で、採用予定に少し届いていない。③が中学校の特別支援教育担当であり、こちらは 9 人出願をいただいた。④石見・隠岐地域限定採用については、小学校で 15 人程度の採用予定に対して 28 人、中学校で 10 人程度に対して 41 人、高校で 5 人と引き続き多くの出願をいただいている。次に、⑤から⑩までは、特定の要件に該当する方への 1 次試験の全部又は一部免除の特例である。まず⑤が、他県で現職教諭として勤務されている方への特例、こちらが 41 人と昨年と同程度の出願をいただいている。これはここ数年、同規模の出願が続いており、

他県に勤務される方で、Uターンして島根の教員として働こうという希望を持つ方が、既に定着しているというふうに捉えている。⑥が、昨年度2次試験を受験され、優秀な成績を収められた方への1次試験の全免除である。こちらは今年度14人出願があった。⑦は、現在講師等として勤務し、かつ昨年度2次試験を受験された方への特例、こちらは225人と昨年度より若干減少しているが、引き続き多くの出願をいただいている。⑧は過去に正規教諭等としての勤務経験がある方への特例で、4人の出願があった。⑨の大学の学長、学部長からの推薦を受けた者、⑩の教職大学院修了者等、これらはいずれも今年度から新たに設けた特例であるが、それぞれ8人、10人と一定の出願があった。

1の2ページを御覧いただきたい。試験内容等についてである。1次試験は一般教養、教職教養、専門教養の筆記試験を行うこととしており、7月11日に県内2会場、それから昨年度から実施している大阪会場での試験も行う。結果は7月28日に通知することとしている。それから2次試験は、小論文、面接、模擬授業等、実技で構成されており、8月16日から23日までの間、県内の会場で順次実施をすることとしている。結果は10月6日付けで通知を行うこととしている。

Ⅲの結果の情報提供等についてである。1に記載しているように、2次試験に合格された方については、採用候補者名簿に登載し、その旨を通知する。また、名簿登載とならなかった方については、1次試験で終わった方については1次試験の結果を、2次試験まで進まれた方については1次試験と2次試験の結果を合わせて情報提供することとしている。

最後に、1次試験の新型コロナ対策について、資料に記載はないが補足をさせていただきたい。まず受験生が密になるのを避ける観点から、2つのグループに分けて、午前、午後の2部制で実施をすることとしている。これによって座席の間隔を広く確保することが可能になる。また、換気、マスクの着用など、基本的な感染症対策は徹底をする。また、受験生の健康観察については2週間前から県教委で示したチェックリストに基づくチェックをしていただいて、何かあればすぐに連絡をいただくということとしている。また、当日試験会場での検温を行い、症状などが確認されれば、別室での受験をしていただくか、もしくは受験を控えていただくという対応を取ることとしている。また、試験が終わったら、すぐに専門業者による消毒を行うこととしている。こうした形で感染症対策には万全を期しつつ、当初の予定どおり試験を実施していきたいと考えている。

○河上委員 小学校に英語教育が導入されて、1の1ページ、3の②のところにある小

学校英語教育のリーダー的役割を担う教員という区分を新たに設けられたということは、今後期待できるところであるが、どのような基準でこのリーダー的役割という教員を採用されるのか教えていただきたい。

○大野学校企画課長 まず試験に当たっては、小学校の教諭の免許状に加えて中学校の英語の免許を保有していることを要件にしている。そういう意味で高いレベルの知識を有していることを確認する。実際採用された暁には様々な形で活躍いただくようになると思うが、小学校の専科の担当や、担任が行う英語の授業のサポートなど含めて、幅広くリーダー的な役割を担っていただきたいと思っている。

○真田委員 1の2ページ、1次試験の会場であるが、去年は確か大学1校で行って事務の効率化を図るということだったと思う。今年は2つに分かれているが、そのあたりの理由が分かれば教えていただきたい。

○大野学校企画課長 県内会場については、当初は島根大学で一本化して行う予定であったが、先方の事情で使えなくなったことから、今年度に入ってから急遽調整をして、県立大学と松江北高に御協力いただくことにした。そういう意味でイレギュラーな形で2カ所ということになっている。

○真田委員 もしできれば、来年度は1会場に戻したいというお考えか。

○大野学校企画課長 来年度以降は1会場にする予定で、既にくにびきメッセを押さえている。

○林委員 もう1つ会場のことでお伺いしたい。昨年度から大阪会場が入っているが、昨年度と比べて、この会場で受験される方の人数は分かるか。

○大野学校企画課長 今年度、大阪会場で受験される方は合計112名で全体の1割程度である。昨年度が137名で、それが112名に若干減少しているということで、全体の減少の流れを受けたものと思っているが、概ね全体の1割程度が大阪会場という状況は変わりないと捉えている。

○林委員 昨年度からこうやって始められて、県外にいらっしゃる方で教員を志す方が、島根で教員を目指すような環境を増やすということで、こういうことに取り組まれていると思うが、受験者自体が減少傾向にある中で、こういった会場の選定というのも、優秀な先生の卵を発見する機会になると思う。いろいろな方法を検討いただきたい。

○池田委員 直接4年度の採用試験のことではないが、教員の免許更新制についてお尋ねしたい。今も文部科学省でいろいろ見直しとか廃止とか言っていると思うが、県内で

更新ができないで、失効した方がおられるか。

○大野学校企画課長 現状では講習の受講ができなくて失効した方がいるという状況は聞いていない。ただ、更新に伴う講習の受講が様々な形で負担になっているという声はいただいている。国の制度改正の状況をフォローしながら対応していきたいと思っている。

○朋澤委員 1の1ページの3の⑥昨年度第2次試験結果による特例のところをもう一度説明していただけないか。

○大野学校企画課長 ⑥については、昨年度1次試験を受けて合格され、かつ2次試験を受けて、そこで全ての項目について優秀な成績を収められた方ということである。

○朋澤委員 でも、教職には就かれなかったということか。

○大野学校企画課長 ⑥については、現状どういう形で勤務されているかは問わず、昨年度の2次試験で優秀だった方について、1次試験を全免除するという考え方である。

⑦については、昨年度2次試験を受験されて、⑥には該当しないけれども、現状講師として勤務されていることを評価して、1次試験の一部を免除するというものである。

○池田委員 隠岐ルールについてお伺いしたいが、隠岐では、隠岐の島町を本拠地とする教員は必ず3年以上、島前の知夫村、海士町、そして西ノ島町に行かなければならないというルールがある。今までそのルールに則って皆さん勤務しておられたということだが、昨年度、40代のベテランの教員が、親の介護があって隠岐の島町に残りたいが、その3年ルールの番が来て辞職されたということを知った。島前の教育もちろんものすごく大事であるが、隠岐ルールというのがネックになって辞めざるを得なくなることは、大変もったいないのではないかと思う。

○大野学校企画課長 人事異動のルールについては、まず全体として、自分の本拠地以外の地域での勤務や、本拠地に近いところのへき地学校での勤務を積んでいただくことで、全県的な人材確保とそれぞれの教職員の資質向上を図るという考え方でルールを設定している。隠岐については、おっしゃったように、隠岐の中での異動ということになるが、島後の方に島前に異動していただくということも行っている。ただ、実際に異動する時期については、個人の御希望をよく踏まえて、配慮して対応しているので、御相談いただければその範囲での調整がされることになる。一方で、この人事異動ルールを定めたのが20年以上前であり、当時とかなり事情が異なっている部分もあるので、見直しをしたほうが良いといった指摘は従来からいただいている。今年度、市町村教委とよ

く意見交換をしながら、ルールの見直しの方針を定めていきたいと思っている。

———原案のとおり了承

報告第 11 号 令和 4 年度島根県市町村立小・中学校等校長・教頭・主幹教諭採用・昇任候補者選考試験（令和 3 年度実施）について（学校企画課）

○大野学校企画課長 資料の 2 の 1 ページを御参照いただきたい。今年度実施をする小・中学校等の校長、教頭、主幹教諭の選考試験について御説明する。基本的に昨年度と同じような内容になっている。

まず 1 管理職に求められる資質能力、これは選考試験でチェックしている観点であるが、平成 30 年度に定めた管理職育成プログラムに沿って、①から⑤までを挙げている。なお、主幹教諭については、管理職ではないことから、①、④、⑤の 3 点を挙げている。

2 は試験のスケジュールなどである。願書の提出については、受験者から所属長に 7 月 7 日までに御提出いただき、そのあと市町村教委、教育事務所を介して、最終的には 8 月 6 日までに、県教委の学校企画課に提出をいただくことにしている。選考試験の日程は、一次試験が 8 月 24 日、二次試験が 10 月中旬から 11 月中旬を予定している。選考結果については、一次試験の結果は 10 月上旬、二次試験の結果は 12 月上旬に通知することになっている。

3 試験会場であるが、一次試験は各教育事務所単位、県内 5 ヶ所で実施をする。二次試験は松江、浜田の 2 会場で実施をする。

4 試験内容であるが、一次試験、校長については 60 分の客観テストと 90 分の論文記述である。教頭については、それらに加えて 15 分の面接を追加で行う。主幹教諭は、筆記試験はなく、15 分の面接のみである。なお、一次試験は、一昨年度まで午前中に客観テスト、午後に面接ということとしていたが、昨年度からコロナ対策で昼食をとらなくていいように、午後にまとめて実施をすることにしており、今年度も同じように午後まとめて実施をする。二次試験についてはいずれも面接であるが、校長と教頭は 15 分の面接を、面接官を代えて 2 回実施する。主幹教諭は 20 分の面接を 1 回ということである。

2 の 2 ページ 5 名簿掲載予定者数である。昨年度と同様、今年度末にも校長、教頭の大量退職が見込まれることから、昨年度に引き続いて高い水準の名簿掲載を予定している。校長が合計で 50 名、教頭が 65 名、主幹教諭が 20 名である。特に小学校の教頭についての人材が不足していることから、そこについては特に多くの名簿掲載を予定してい

る。

6 受験資格である。校長、教頭、主幹教諭それぞれ記載しているが、AとBの2つの要件がある。Aが現在どういう職にあるか、Bが年齢やこれまでの経験を要件にするものである。まず校長については、Aに記載のように市町村立学校の教頭などの職にあり、かつ、Bに記載のように45歳以上、教頭を3年以上経験した者という要件を課している。教頭については少し複雑になっているが、まず前提として、県内市町村立学校で教員等として5年以上の勤務経験を有するという共通の要件にした上で、さらにAに記載のいずれかの職にあること、また、Bに記載のように38歳以上で教育に関する職に10年以上あったこと、教育職員については教職経験11年目研修を受講したといった要件を課している。主幹教諭については、まず前提として、県内市町村立学校で教諭として3年以上の勤務経験を有するという条件をしつつ、さらにAに記載のいずれかの職にある、Bに記載のように36歳以上で教職経験11年目研修を受講したといった要件を課すことにしている。内容は以上で、この内容に沿った実施要項を既に関係者に配布を始めている。県教委としては、多くの教員の方に受験していただけるように、教育事務所、市町村教育委員会と連携をして、声掛けを進めていきたいと思っている。また、管理職の志望者を増やすためには、管理職として働くことのやりがい、魅力をしっかり発信していく必要があるかと思うので、そういう視点で何かできることも引き続き考えていきたいと思っている。

○真田委員 これも毎年のことであるが、女性の管理職の割合を高めていかないといけないので、そのあたりのところで、各教育事務所、市町村教育委員会への声掛けをぜひ積極的にやっていただければと思う。そのところを意識しながら声掛けをしていただきたいと思う。よろしく願います。

———原案のとおり了承

報告第12号 国による高等学校教育改革の推進に向けた制度改正と県の対応について (学校企画課)

○中西県立学校推進室長 このことについては、昨年度3月26日の教育委員会会議において、国の対応状況について報告をさせていただきました。本日は、その国による制度改正の概要と県教育委員会の対応について報告する。

資料3の1ページを御覧いただきたい。1 学校教育法施行規則等の一部を改正する省

令等の公布である。これは3月31日付けで、文部科学省から通知があったものである。本年1月の中央教育審議会の答申等を受けて、国の方で所要の規定が整理されたものである。(1)概要であるが、①各高等学校の特色化・魅力化、②普通科改革、③高等学校通信教育の質保証、④多様な学習ニーズへの対応、以上の4つが挙げられている。

(2)公布日は本年3月31日、(3)施行日は令和4年4月1日となっている。これらの詳細については、3の3ページ及び3の4ページに別紙1として文部科学省の説明資料を付けているので、併せて御覧いただきたい。別紙1の1から4までが、それぞれ先ほどの①から④の内容に対応しているところである。

3の1ページにお戻りいただきたい。2 各高等学校の特色化・魅力化及び普通科改革に関する改正の概要である。(1)①各高等学校に期待される社会的役割の再定義とある。これは、設置者が、各高校の社会的役割、いわゆるスクールミッションを定めることが望まれるとされたものである。②高等学校における「三つの方針」の策定・公表とあるのは、その下の3つのポツで挙げているそれぞれの方針、いわゆるスクールポリシーを各高校が定めて公表するというものである。③高等学校と関係機関等との連携協力体制の整備である。これは、各高校が教育活動を行うにあたり、関係機関等との連携協力体制の整備に努めることとされたものである。(2)普通科改革である。これについては、3の5ページの別紙2を御覧いただきたい。これは、当室が文部科学省の通知内容を分かりやすく図にまとめたものである。図の左側が現行であるが、現行では普通教育を主とする学科としては普通科しかない。これを矢印の右側、国が示す要件に合致する場合は、設置者の判断で、その特色に応じて、普通科以外の新たな学科を設置することを可能としたものである。主な設置要件としては、別紙2に①から④を挙げている。具体的には先ほど説明した三つの方針にふさわしい学科名とすることや、三つの方針を踏まえた学校設定教科に関する科目並びに総合的な探究の時間を開設し、全ての生徒が履修することなどが挙げられている。またその下の 1、2にあるように、新たな学科として、学際領域に関する学科、又は地域社会に関する学科を置く高校については、大学等又は地域の関係機関等との連携協力体制を整備することを義務付けるとともに、その連携協力が円滑に行えるよう連絡調整を行う職員を配置、その他の措置を講ずるよう努めることとされている。

3の2ページにお戻りいただきたい。3 これらの国の制度改正に対する島根県教育委員会の対応についてである。(1)各高校の特色化・魅力化への対応である。①各高校

に期待される社会的役割等の再定義については、平成31年2月に策定した「県立高校魅力化ビジョン」において、既に大きな方向性を示しているところである。②高等学校における「三つの方針」の策定・公表については、県内各高校において、この「三つの方針」に相当するグランドデザインを策定し、7月を目途に公表する予定としている。③高校と関係機関等との連携協力体制の整備については、令和3年度中に全県立高校で魅力化コンソーシアムを構築する予定としている。（2）普通科改革の対応である。1つ目の○、これは3月の教育委員会会議においても説明したが、各高校の目指す学校像や特色と制度改正の趣旨を照らし合わせながら、それぞれの高校について望ましい教育の在り方の検討を行う。2つ目の○であるが、新たな学科については、国が示す要件を基に、各高校の実態を踏まえ、令和4年度からの設置も視野に検討を行っていく。3つ目の○、新たな学科においては、新しい学習指導要領が示す「社会に開かれた教育課程」の実現を図るとともに、学びの質保証が行われるよう、ここは設置者としてしっかりと留意してまいりたいと考えている。

○林委員 3の2ページ、3（1）③の魅力化コンソーシアムについてお伺いしたい。予定どおり、魅力化コンソーシアムは、全校で今年度中に、だいたい整備される予定か。

○中村地域教育推進室長 魅力化コンソーシアムの構築に関しては、予定どおり、全校配置の方向で、各学校で今、結成について調整をされている。このままいけば、ほぼ順調に今年度中には全校で結成されると伺っているが、まだ完了しているわけではないので、そのあたりはしっかりとサポートしていきたいと考えている。

○林委員 予定どおりということは何よりである。今後の整備の後、いかにこのコンソーシアムの連携を強化できるか、それが魅力化に繋がるか、というところがやはり大事になってくるが、このあたりは各学校のコンソーシアムに任せるような形なのか。

○中村地域教育推進室長 魅力化コンソーシアムに関しては、当然、各地域と学校が中心になるとは思っているが、そればかりでは動かないという部分も出てくると思う。その場合は教育委員会として、様々な学校や地域のニーズに応じて伴走ができるようなスタイルでやっているのだから、そういった形での支援はしていきたいと考えている。

○林委員 せっかくこうやって整備されたものなので、ぜひ魅力化につながるような支援をお願いしたい。

○池田委員 魅力化コンソーシアムについてお尋ねする。先日、隠岐養護学校の校長先生とお話したときに、県下で県立高校はどこも設置することになっているという話をさ

れた。隠岐の場合は、島後に3つと島前に1つの4校の県立学校があるが、それぞれが別に作るよりも、地域で協働して一緒になった方が、絶対に効果的ではないかということだった。隠岐養護学校の生徒は、少子化の時代ではあるが、10年後には多分2倍になるだろうという予想をしておられ、隠岐養護学校の高等部を卒業された生徒は、地元の企業なり福祉サービス事業所なりで働いて、多分、隠岐で暮らしていくことになるだろうと思う。そうした中で、自治体もそうであるが、その魅力化コンソーシアムの中に、各福祉サービス事業所とか、そういったところも一緒になって進めるのが本当はいいのではないか、10年後を見据えて、今からそういう働きかけをしていかないと大変なことになるのではないか、という危機感を持っておられた。こうした地域の特性について、多分、松江市であってもその中でいろいろあると思うが、学校ごとにとということではなく、地域の中で一緒になって、という視点があるのかどうか、お聞きしたい。

○中村地域教育推進室長 コンソーシアムに関しては、1校1コンソーシアムで結成しているところもあるが、池田委員御指摘のとおり、地域でまとまったほうがいいのではないかと考えた場合、たとえば雲南では4校合同でコンソーシアムを結成するといったようなことをしているので、地域の状況に応じた単位で結成いただければと思っている。そういった声も聞きながら、もし統合したいということであれば、我々もそういった方向で支援をしていければと思っている。

○池田委員 それをリードするのは、各学校の校長先生か。

○中村地域教育推進室長 その場合は、当然学校だけではなく地域、たとえば隠岐でいうと隠岐の島町役場など、もしくは地域の自治会とか、NPO団体、福祉事業所などいろいろあるかと思う。そういったところと学校が相談をしながら、声を上げていただくという流れになると思う。

○妹尾特別支援教育課長 先ほどおっしゃったように、特別支援学校の方も地域と一体になって先々を見据えたコンソーシアムの取組というのが大切になっており、特別支援学校の方でも、来年度以降、コンソーシアムを立ち上げることを今検討している最中である。実際に江津、浜田、益田辺りでは、高校と一緒に特別支援学校もコンソーシアムを立ち上げつつあるところや、実際立ち上げているところもある。そのように進める中で、高校と一緒にコンソーシアムを立ち上げるのが有効になる場合と、特別支援学校が独自で地域と一緒に魅力化を推進していくほうが有効となる場合がある、ということも見てきたところである。今後、またいろいろな形のコンソーシアムを模索しながら、

特別支援学校では考えていきたい。

○真田委員 2点お願いしたい。1点目は、この普通科の改革というのはすごく大きな流れだと思う。他県で普通科の改革を進めておられるところが分かれば教えていただきたい。

もう1点、学際領域に関する学科についてということが挙げてある。地域社会に関する学科については、島根県はいろいろなところでやっていると思うが、学際関係となると大学等との連携協力体制を整備するということになり、それができる学校ばかりでないと思うが、この「等」というのはどのように理解するのか、教えていただきたい。

○中西県立学校改革推進室長 まず1点目、普通科改革に関わる他県の様子について、これは他の自治体のことなので、こちらで明確に詳細を答える立場にはないが、情報交換等の中では、そういったものについて検討、整理しているようなところが複数ある。詳しい進捗については、把握できていない。

2点目の学際領域に関する事、このあたりの具体的な設置や検討については、学校設置者である都道府県等の対応になるが、いずれにしても国の方から示されている先ほどの要件を基準としながら、島根県としては、地域社会に関する学科もそうだが、それぞれの学校が目指す育てる生徒像を実現するために、こういった形のスタイルが適当であるかという視点で、学際領域というものを捉え、国の通知等をもう一度参照しながら適切に対応していきたい。

○真田委員 島根県は島根県らしいものをお願いしたい。せっかく普通科改革が始まるので、中央の考えに従ってではなく、島根らしい特色を活かした改革を、せっかくのいい機会ではないかと思うので、普通科改革に併せてやっていただきたい。よろしく検討をお願いします。

○朋澤委員 3の2ページ、3(1)のところで、県立高校の魅力化ビジョンが発信されて、吉賀町の吉賀高校においても、社会に一番近い学生として高校生が地域の中に入ってきたので、地域住民もその高校のよさ、高校生の生き生きとしたところを感じることによって、地域のよさや島根県のよさを改めて地域全体で感じられた気がしている。そのことによって、島根で生きることを学生自身が今一度考えられて、その地域に残る子どもも、正確な数字ではないが、吉賀町のサクラマスプロジェクトにも則るところでもあり、その地域で働こう、地域で生きていこうというような気運が生まれたのは確かだと思う。②で、グランドデザインについて7月に公表予定とあるが、どのような形で

公表されるのか教えていただきたい。

○中西県立学校改革推進室長 今具体的に定まっているものはない。国の方からは、刊行物とか、インターネット等、そういったものを活用しながらとされている。学校企画課において、知事部局とも連携して、学科・学校紹介誌というものを発行しており、その中で、求める生徒像等についても、中学生にもわかりやすく記載しているところである。今後もいろいろな媒体を使いながら、グランドデザインというものの周知を図っていききたい。

———原案のとおり了承

報告第13号 公立高等学校における県外入学者数の推移について（教育指導課）

○中村地域教育推進室長 4ページを御覧いただきたい。公立高等学校における県外入学者、いわゆるしまね留学の推移について御報告する。

まず1 しまね留学について、1つめのポツである。県外中学校からの入学者の実績をグラフで示している。一番右側であるが、令和3年4月の入学者数は230名となっており、依然として高い水準を維持している。このような高い水準となった理由として、学校現場からの聞き取り調査では、令和元年度まで行っていた、いわゆる東京とか大阪といった大都市圏での会場を設定して行う説明会から、コロナウイルス感染症の影響で、昨年度からは、オンライン会議システムを活用した説明会へ切り替えた。このことで、これまで参加しにくかった地域に幅広く説明をすることができたということが、一番大きいのではないかと伺っている。オンラインなので人数の確定はできないが、主催者の説明によると、令和元年度は2,000名程度の参加だったが、昨年度は3,400名程度の参加となるなど、多くの方々に島根県の高校のPRを行うことができたということで、この230名になったのではないかと考えている。

続いて2つめのポツである。県外生の主な出身地としては、広島、大阪、兵庫、山口、東京が多く、地域別では、表にしているが、近畿、中国、関東といったところが、この順に多くなっている。令和2年度と比較すると、近畿と東海地方の伸びが大きくなっている状況である。理由については、先ほどの人数増のところと同じ理由ではないかと考えている。

次に、今年度から開始したしまね高2留学についてである。これは、国において地方と東京圏の大学生・高校生交流促進事業というものが創設され、現在は国の事業を活用し

て、高校2年次の1年間、島根の高校で学んでいただくという制度である。令和3年度については、大東高校、三刀屋高校、津和野高校、隠岐島前高校で合計6名の留学実績があった。

最後に3 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた県外生徒募集の取組ということで、これは本年度、令和3年度の取組ということである。昨年度に引き続いて、新型コロナウイルス感染症への対応から、オンラインによる説明会をメインに広報活動を実施するという予定にしている。具体的には、一般財団法人地域教育魅力化プラットフォーム主催の地域みらい留学との合同開催をすることとしており、県外生徒募集を行っている全国の高校57校と島根の高校13校の合計70校で、合同説明会をオンラインで行う予定にしている。また、この地域みらい留学でもPR活動を行った後に、各校の個別相談会とか東京での小規模の合同説明会を行う予定としている。また、夏頃開催する予定であった島根県の学校をめぐるバスツアーは、残念ながら新型コロナウイルス感染症の状況を考慮して、今年度も中止という形にしている。

○真田委員 確認をさせていただきたい。たとえばしまね高2留学の場合、1年間でなくて、卒業までいたいといった場合はどうされるのか。

○中村地域教育推進室長 その希望をされた場合には、転校の手続きをとって、そのまま学校にいていただくという形になるかと思う。ただ、今年始まってまだ2ヶ月ばかりであり、そういった事例が出たらスムーズに転校ができるような形を取りたいとは考えている。

○真田委員 こうやってずっと県外からの入学者が増えていって、県内の高校生といい具合に交わって、お互いに刺激し合ってやってくれればいい。視察させてもらってそれによって在校生の意識も変わって非常に良くなっているということを伺っているので、いい生徒がたくさん来ていただければと思う。ただ、やはり寮の問題があり、これから人数が増えていくとそういう問題が出てくると思う。どういう具合に解決していくかというのが課題になると思うが、何かあればお聞かせ願いたい。

○中村地域教育推進室長 委員御指摘のとおり、このしまね留学に関しては、いわゆる受け入れ施設、宿泊施設といったところの問題が非常に大きい。ただ、学校現場や県教委としても、その施設がどれだけを受け入れられるかという許容範囲内で、入学者の受け入れをするということを前提にしているもので、現状では、あるところに入るという考え方、そこしかないかなと考えている。

○真田委員 なかなか難しいところだと思うが、長期的に考えて、片一方でアクセルを踏みながら、片一方でブレーキを踏んでいるような、ぜひ来てくださいと言いながら、施設がないのでちょっと待つてということになると、なかなか学校としても苦しいのではないかと思う。急には無理かもしれないが、ぜひ対策を立てていただいて、多くの生徒に来ていただけるようにバックアップしてもらえればと思う。

○大野学校企画課長 寄宿舍の関係であるが、県立の寄宿舍については先ほど地域教育推進室長が申し上げたとおりだが、市町村が主体となって施設を整備した場合には、県としてそのソフト面の運営の支援を行うという「みなし寄宿舍」という枠組もあり、そういうものも活用しながら、寄宿舍機能全体としてしっかりと確保していきたいと思う。

○新田教育長 今の点は、県立高校の魅力化ビジョンの中で明記しているところである。まずは、地域教育推進室長が申し上げたとおり、校舎も寄宿舍も含めた今ある施設の有効活用の中で、というのを原則として考えていく。それを越えた生徒を受け入れるというときには、まずは学校と地域がよくその点について協議して、基本的には今、その地域にある施設の有効利用を図っていく。たとえば公の施設がある場合もあるし、魅力化ビジョンの中に書いてあるのは、たとえば下宿を行うような場合は、きめ細かいフォローもしていただけるというメリットもあろうかと思う。そういったことで、下宿も含めて、地域の中にあるいろいろな資源を使う方向で、まずは地域、地元自治体とよく協議してとなる。その中で、先ほど課長が言ったように、みなし的な寄宿舍機能を持たず場合には、一定の要件の基で、その財政支援をするというところ、こうした合わせ技で進めているところである。県外からの入学者が増えるのは、県全体から見れば望ましいことかもしれないが、冒頭に話があったように、やはり県内の生徒にとっても切磋琢磨する中で学びの環境がよくなり、県外から来た子どもも島根の教育を受けることで非常にプラスになる。そういうメリットが双方にある、あくまでもまずは学ぶ子どもたちにとってメリットがあるというのが大原則、そこが出発点である。そういった中で、先ほど申し上げたような形で、複数の選択肢を考えながら調整を図るのが、今の考え方である。

———原案のとおり了承

新田教育長 非公開宣言

—非公開—

議決第 4 号 令和 4 年春の叙勲候補者の推薦について（総務課）

———原案のとおり議決

議決第 5 号 令和 4 年度使用教科用図書採択に向けた今後の進め方について（教育指導課・特別支援教育課）

———原案のとおり議決

報告第 14 号 教職員の公益通報への対応について（総務課）

———原案のとおり了承

新田教育長 閉会宣言 15 時 20 分